



2025年1月30日

各位

会社名 大井電気株式会社
代表者の役職名 取締役社長 石田 甲
(コード番号: 6822 東証スタンダード)
問い合わせ先 経営管理本部長 仁井 克己
045-433-1361

従業員持株会を通じた譲渡制限付株式インセンティブ制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の従業員（以下「当社従業員」といいます。）に対して大井電気従業員持株会（以下「本持株会」といいます。）を通じて譲渡制限付株式を付与するインセンティブ制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 本制度の導入目的

本制度は、当社従業員に対して、本持株会を通じた当社が発行又は処分する譲渡制限付株式（普通株式）の取得機会を提供することによって、当社従業員の財産形成の一助とすることに加えて、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを当社従業員に与えるとともに、当社従業員が当社の株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として導入するものです。

2. 本制度の概要

本制度においては、本持株会に加入資格のある当社従業員のうち、当社が別途定める期限までに本持株会の会員となる者であって、本制度の適用の対象となることその他当社が別途定める条件に同意した者（以下「対象従業員」といいます。）に対し、当社から特別奨励金として譲渡制限付株式付与のための金銭債権（以下「本金銭債権」といいます。）が支給されます。

対象従業員が本金銭債権を本持株会に対して臨時拠出し、本持株会が対象従業員から臨時拠出された本金銭債権を当社に対して現物出資することにより、対象従業員は本持株会を通じて譲渡制限付株式としての当社の普通株式の付与を受けることとなります。

なお、当該普通株式の付与は、当社取締役会で定めた業績目標が達成されることを条件として行われることとします。

今後、当社取締役会において本制度に係る具体的な内容を決定いたしましたら、速やかにお知らせいたします。

以上